



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

Y A 生

◎厚生省令第五十一號

第四十六條下水道法施行規則中左ノ通改正ス

第七條ヲ削ル

◎鐵道
内務省令第二二號

昭和八年八月鐵道、内務省令自動車交通事業法施行規則中

左ノ通改正ス

昭和十七年十一月五日

鐵道大臣 八田 嘉明

内務大臣 湯澤 三千男

第三百三十二條第六號樣式、第七號樣式、第八號樣式及第九

號樣式中「鐵道省監督局長宛」ヲ「鐵道省監理局長宛」ニ、

第十號樣式中「内務省土木局長宛」鐵道省監督局長宛」ヲ

夫々「内務省國土局長宛」「鐵道省監理局長宛」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎鐵道
内務省告示第四號

大正十四年六月鐵道、内務省告示軌道營業報告書様式及統計報告書様式中左ノ通改正ス

昭和十七年十一月五日

鐵道大臣 八田 嘉明

内務大臣 湯澤 三千男

「鐵道省監督局長宛」 「鐵道省監理局長宛」

「内務省土木局長宛」 「内務省國土局長宛」

附 則

本告示ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものと認す。

起業者	事業の種類	起業地	年月日
東京府東京市	病院擴張	東京府東京市城東區龜戸町	一七、一〇、二
宮崎縣南那珂郡大東村長	道路、改築	宮崎縣南那珂郡大東村地内	一七、一〇、五
山陽電氣鐵道株式會社	停車場擴張	兵庫縣姫路市驛前町地内	一七、一〇、一九

◎軌道法に依る申請に對する處分

法 令

北海道

札幌市電 電動客車設計變更認可

札幌市長申請に係る標記の件は近來輸送量の増大著しく各車輛とも超滿員の状態にして、當局の使用車輛は小型四輪單車にして車内並に出入口は極め狭小なるを以て、停留所に於ける乗降時の混雑は言語に絶し獨り乗客に對する迷惑のみならず停車時間を大ならしめ、準して輸送力を減殺する結果となり支障少からざるを以て所屬車輛中十四輛の座席の半を撤去し配列を斜向に變更し、車内中央部の乗客も容易に且短時間に乗降可能なる様設計を變更する、右は十月十二日附監第二、七九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

北海道

大日本電力 京王電氣軌道所屬電動客車讓受、設計變更認可、用手用制動機省略許可

大日本電力株式會社申請に係る標記の件は、近來電車乘客急激に増加致し之が緩和を圖る爲め今般收容量大なる既認可使用中の中型ボギー車三輛を京王電氣軌道株式會社より四九、五〇〇圓を以て讓受け一部設計變更するの件は、十月二十八日附監第二、九四四號を以て内務、鐵道兩大臣より電動客車讓受、設計變更の件認可し用手用制動機省略の件許可ありたり。

北海道

大日本電力 京王電氣軌道所屬電動客車讓受、設計

變更認可、手用制動機省略許可

大日本電力株式會社申請に係る標記の件は、近來電車乘客急激に増加し之が輸送の圓滑緩和を圖るため今般收容力大なる既認可使用中の中型ボギー電動客車三輛を京王電氣軌道株式會社より一輛當り一六、五〇〇圓を以て讓受け一部設計變更するの件は、十月二十八日附監第二、九四三號を以て内務、鐵道兩大臣より電動客車讓受設計變更の件認可し、手用制動機省略の件許可ありたり。

東京府

東京急行電鐵 玉川線一部軌條重量增加認可

東京急行電鐵株式會社（舊東横電鐵）申請に係る標記の件は、玉川線及世田谷線的全運轉系統車輛の集合する區間は總て三七疋以上のものを使用せるに、獨り本申請區間のみは三〇疋軌條を使用し居るのみならず、急勾配中なるも輸送量は逐年増加の一途を辿り居り近時特に著しきものあるを以て、今般軌條重量を増加して其の負擔力を増大し以て輸送の完璧並に保線費の輕減を畫らんとする右の件は、十月十二日附監第二、八六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

京都市電 千本丸太町西ノ京圓町間軌道工事方法變更認可

認可

京都市長申請に係る標記の件は、昭和三年五月二十六日附監第一六一三號認可の軌道第十一號線自千本丸太町至西ノ京圓町間、

自起點九五米至八七五米五〇間の軌條、在來六五疋丁型軌條を其儘使用し其の接續は五〇米毎に繼目鉞を使用し他はテルミット熔接とするの件は、左記通牒を附し十月二十一日附監第二、八八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

監督局長

國土局長

京都府知事宛

本年七月二十一日七號第一一四號進達に係る標記の件別途指令相成候處、工事方法變更に伴ふ訂正せる線路圖を提示せしめられ度

大阪府

南海鐵道 阪堺線電柱工事方法變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る標記の件は、堺市下水管理設工事の爲め支障する電車線丸鐵柱を撤去し、電車線路の曲線に依る負擔力増加に依り十米四角柱を新設せんとする、右は十一月九日附監第三、〇四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

長崎縣

長崎電氣軌道 軌道抵當權設定認可

長崎電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は、受託者三和信託株式會社（當時共同信託株式會社）及委託者當會社間に於て締結

したる昭和十年十月一日附信託證書に依り當會社が發行したる第五回物上擔保附社債總額金二、〇〇〇、〇〇〇圓の殘額金一、〇〇〇、〇〇〇圓の償還期日が昭和十七年十一月一日と爲り居れるに付、之が償還の爲め内手持資金一〇〇、〇〇〇圓を差引き不足額を三和信託株式會社より借入れんとする、右は十月二十九日附監第三、〇六九號を以て内務、鐵道、逓信三大臣より認可ありたり。

新潟縣

新潟電氣鐵道 車輛設計變更認可特別設計許可

新潟電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件は、昭和十七年四月三十日監資第四三六號に依り車輛の金屬類回收に伴ひ窓保護棒撤去と同時に客車の一部を三輛變更する、右は十月二十八日附監第二、九〇三號を以て内務、鐵道兩大臣より車輛設計變更の件認可し特別設計の件許可ありたり。

三重縣

中勢鐵道 軌道 岩田、久居 (全線) 運輸營業廢止許可

中勢鐵道株式會社申請に係る標記の件は、日本軌道株式會社經營に係る久居、岩田橋間の軌道線並に久居、伊勢川口間の地方鐵道敷設免許權を讓受け運輸營業を營み日今に及べるものなるも、名張、宇治山田間の鐵道が昭和五年其開通を見るや旅客の大半を失ひ營業狀態著しく低下するに至りたるが、其後昭和六年國有鐵

道名松線の開通するに及び貨物の殆ど全部を喪失し愈經營困難の度を加ふるに至れり、又輒近に於ける自動車事業の發達は經營困難に拍車を加へ業績は益々惡化の一路を辿りたるを以て、時局下資材不足の折柄斯の如き將來廢線の運命を有する鐵道は、現存するよりも之を撤去の上其資材を三重鐵道に讓渡するを最適當の方法なるを以て廢止するの件は、左記通牒を附し十月十九日附監第二一七八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

國土局長

監督局長

三重縣知事宛

本年七月八日附監第二、四六三號、監第二、五七七號進達、中勢鐵道運輸營業廢止の件別紙の通指令相成候處、之が實施は三重自動車に依る運輸營業開始後に爲す様申請者に示達相成度
愛知縣

名古屋市長 新瑞穂橋笹寺西門前間軌道單線假設

工事認可

名古屋市長申請に係る標記の件は、昭和十七年三月二十日附監第七三八號を以て軌道敷設工事施行認可の瑞穂町笹寺間軌道敷設工事は、市民病院前新瑞穂橋間の材料中、本工事の爲準備せしものを使用するものなれ共、鋼資材の關係にて饋電線、電線、灯線、電話線等はアルミニウム線を、電車線は軟鋼線を使用し、

單線軌道を敷設の件は、本假設物の使用期限を昭和二十二年三月三十一日迄とし、昭和十七年十月二十一日附監第二、九〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡縣

駿豆鐵道 客車設計變更認可

駿豆鐵道株式會社申請に係る標記の件は、沼津市及三島市の兩都市を結ぶ唯一の交通機關にして乗客は逐年増加の趨勢を辿り、殊に事變以來沿線に各種工場の新設せられ之等工場の通勤は元より關係者の交通は眞に殺人的混雑を極め夙に對策に腦心中の處、車輛増備不可能の折柄電車十輛を座席改造に依り輸送力の増強を計らんとする、右は十月二十二日附監第二、八六四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

溫泉電軌 軌道橋梁所定動荷重變更認可

溫泉電軌株式會社申請に係る標記の件は、粟津溫泉新津間の所定動荷重は在來の儘と相成り、不便不尠に依り今般之を山中動橋線同様に致すの件は、十一月十日附監第二、九九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

溫泉電軌 軌道工事方法變更認可

溫泉電軌株式會社申請に係る標記の件は、新動橋停留場上家は

昭和十五年冬期の積雪にて破損し乗降場擁壁も霜崩れ甚しく、且本停留場は地盤低く省線動橋驛の排水は常に停留場内に浸水し一般旅客の不便不尠、依て嵩揚仕度測量し停留場附近三八〇米の區間が既認可の線路縱斷圖と一致せず、今回之れを既認可通り改良し築堤兩側に側壁を設くる外三ヶ所に溝渠を改築するの件は、十一月十日附内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

廣島電鐵 電動客車設計認可

廣島電鐵株式會社申請に係る標記の件は、支那事變勃發以來電車乗客激増し現在保有車輛にては圓滑に輸送すること不可能にして、且乗務員採用頗る困難なる現狀に鑑み收容力大なる大型ボギー車三輛、工費九七、八〇〇圓を以て製作せんとするの件は、十月二十一日附監第二、九七四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

和歌山電氣軌道 電動客車設計認可

和歌山電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は、現有車輛數三十六輛の内二十三輛は明治末年に製造せる木造四輪車にして最早解體工事を要する時期に相當しあり、然るに豫備車輛數少きため工事至難なる現情にあり、運輸上支障尠からず、又保安上憂慮せる所にして車輛を増加し運輸の圓滑を期する爲、十一輛工費一八

七、〇〇〇圓を以てする、右は十月三十日附監第二、七六六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

西日本鐵道 電動客車設計變更認可

西日本鐵道株式會社申請に係る標記の件は、創業以來小型四輪單車を以て運輸營業致し今日に及べる處、近年福岡市及近郊が重要産業及海空港地として飛躍的發展に伴ひ乗客も亦極めて著しく定員四十名車輛に八十名程度を乗車せしむるの狀を呈し居るを以て、之が交通難緩和對策上大型車輛の早急配車は焦眉の急として之が方途を考究し居れる實情なるが、現下資材の配給意に委せざる折柄新車の配給到底至難なるに鑑み此際資材及機器を節約し製作期間を短縮する爲現存老朽單車五十輛を八十人乗二軸ボギー電動客車に改造し工費一、三五〇、〇〇〇圓を以てする、右は左記通牒を附し十月三十一日附監第三、一一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

監督局長

國土局長

福岡縣知事宛

本年十月二十四日附保發第四、七二三號を以て進達相成候、西日本鐵道株式會社電動客車設計變更の件別紙の通指令相成候處、尙左記事項に關し整備せしめられ度

法令

記

一、軌道中心間隔二米八九五に於ける線路の曲線半径六〇米三五以下の箇所は本車輛の行違ひに際し支障あるに依り、軌道建設規程第十條に據る四〇〇耗以上の間隔を保たしむる様別途變更の手續を爲す事

二、本車輛は前項に依る變更工事竣功前に運轉せざる事

三、電動機構造圖を提出する事

四、電動機特性曲線圖を提出する事(但し既認可のものを除く)

福岡縣

西日本鐵道 車輛設計認可

西日本鐵道株式會社申請に係る標記の件は、福岡市に於ける道路鋪裝工事順に進捗し撒水の必要少く殆んど休車狀態なるを以て目下使用中の電動撒水車第一號及第二號二輛の車體並に車臺を改造し電動客車として使用するの件は、十月三十一日附監第三、一一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

